

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件四件

告 示

福島県告示第七七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和三年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町堀田字東黒川七四の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町小松山字行屋前九の二、九の一、九の一三、八五の三
- 二 保安林として指定された目的

- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町小松山字梅ノ木下四一の一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町小松山字神明前五五の六、五五の一五から五五の一八まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町山根字沢又二二二の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 田村市常葉町山根字池ノ畑八七の二
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 田村市常葉町堀田字原畑三五の三
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 田村市常葉町堀田字鳴子三の三七、字赤坂五〇の二、五三の二二
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 田村市常葉町山根字三竹平八九の六、八九の八から八九の二二まで
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 田村市常葉町常葉字前田一六九の二、一七〇
 - 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第七百七十五号**
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
- 令和三年十二月三日
- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町堀田字渋内一七の二、二二の二、二六の二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町山根字柵平九二、九三の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町関本字横道一七〇の二、一七一の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町関本字田野入八二の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町山根字鹿島八三の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町堀田字鳴子三の二、三の四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町常葉字腰時七七の一、七八の一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町鹿山字欠下八七の三二から八七の三九まで、八七の四五、八七の五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町早稲川字根子田三〇五の四六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町小松山字藪下一五二の一、一五二の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字豊成字山崎六四六〇
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字豊成字後山六四七〇
- 2 保安林として指定された目的

- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市常葉町鹿山字堂ノ前八五、八六
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第七百七十六号
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
- 令和三年十二月三日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字豊成字山崎六四六〇
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、下郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字豊成字後山六四七〇
- 2 保安林として指定された目的

- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字栄富字上ミ山丁八〇七の一、丁八〇七の五
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字小沼崎字上ノ平乙一の二
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字湯野上字大島乙三二の二、乙一三六一
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字湯野上字蔵見先甲五九七の一、甲五九八の一、甲五九八の七、
 甲五九九の一、甲五九九の五、甲六〇二の一、甲六〇二の五、甲六〇三の一から甲
 六〇三の三まで、甲六〇三の八
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字湯野上字柘窪甲五一五、甲六〇八
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、下郷町森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡下郷町大字湯野上字綱取山乙一五〇〇から乙一五〇四まで
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字高隣字横手山乙一三九二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡下郷町大字高隣字秀上甲二八六一の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下郷町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保
全課及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)

福島県告示第七百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林
水産大臣から通知があった。

令和三年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町春山字赤間田一九九、二〇一、二〇三、二〇四
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町春山字折ノ内一一九の一、一二〇の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町春山字田ノ倉五七〇、五七二、五七三、五七六、五七八、五八〇、
五八三、五八四
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町石沢字高橋一六三から一六六まで、一六七の一、一六八

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町南移字町畑一四八の一、一四八の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町南移字町尻一五六、一五七の一、一五七の三から一五七の五まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町中山字下馬沢三六三の三
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町横道字遠下三〇の八
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町芦沢根柄九三、字種子入六一の一、六一の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市船引町堀越字早坂一五九の一、一五九の二、一五九の四三から一五九の四
七まで、一五九の六九から一五九の七三まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 字早坂一五九の二・一五九の四七・一五九の六九・一五九の七〇（以上四筆
 について次の図に示す部分に限る。）
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 (3) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める標
 準伐期齢以上のものとする。
 (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 田村市船引町堀越字早坂一六〇の一
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める
 標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 田村市船引町芦沢字狐石二一から二二三まで、二二四の一
 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。
 (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める
 標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- 十三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 田村市船引町門沢字深山二一七
 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 (一) 立木の伐採の方法
 (1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、田村市森林整備計画で定める
 標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水
 産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。)
 (森林保全課)